

委任状

(あて先) 長浜市長 様
長浜市会計管理者 様
滋賀県後期高齢者医療広域連合長 様

令和 年 月 日

委任者

住 所 _____

氏 名 _____ ※自署以外の場合は押印が必要です

生年月日 年 月 日

電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人

住 所 _____

(窓口に来られる人)氏 名 _____

生年月日 年 月 日

○委任事項 (当てはまるものにチェックをしてください。)

- 住民票・戸籍証明書等の交付申請および受領
*戸籍の場合、必要な戸籍の本籍地を記入〔本籍：滋賀県長浜市 〕
- 住所異動(転入・転出・転居)・世帯異動等の届出
- 印鑑登録・廃止の手続き (登録の場合、登録申請する印鑑を委任者欄に押印してください)
- マイナンバーカードに関する手続
- 税・料に関する証明書等の交付申請と受領、これらに関する各種手続(納付含む)
- 税・料に関する各種申告
- 資格取得・喪失等に関する手続(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・福祉医療)
- 証の受領(国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療)
- 限度額適用(標準負担額減額)認定に関する手続(国民健康保険・後期高齢者医療)
- 次の支払金の受領に関する事(当てはまるものにチェックをしてください。)
 - 国民健康保険高額療養費
 - 国民健康保険療養費・出産育児一時金・葬祭費
 - 医療費(福祉医療制度)
 - 市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の還付金
- その他 (_____)

- ※ 委任状がある場合でも、即時交付等ができないものもあります。
(国保証の即時交付および代理受領は、郵便局から返送された場合に限りです。)
- ※ 代理人の方は、マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど、顔写真入りの本人確認書類をお持ちください。
- ※ 委任状の偽造または偽造した委任状を行使した場合、刑法第159条、第161条 により罰せられます。

委任状

(あて先) 長浜市長 様
長浜市会計管理者 様
滋賀県後期高齢者医療広域連合長 様

令和 ○年 ○月 ○日

委任者

住 所 長浜市八幡東町632番地

氏 名 長浜 花子 ※自署以外の場合は押印が必要です

生年月日 昭和62年 5月 5日

電話番号 090-1234-5678

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人

住 所 長浜市木之本町木之本1757番地2

(窓口に来られる人)氏 名 木之本 次郎

生年月日 昭和60年 3月 3日

○委任事項 (当てはまるものにチェックをしてください。)

- 住民票・戸籍証明書等の交付申請および受領
*戸籍の場合、必要な戸籍の本籍地を記入〔本籍：滋賀県長浜市 難波町505 番地 〕
- 住所異動(転入・転出・転居)・世帯異動等の届出
- 印鑑登録・廃止の手続き (登録の場合、登録申請する印鑑を委任者欄に押印してください)
- マイナンバーカードに関する手続
- 税・料に関する証明書等の交付申請と受領、これらに関する各種手続き(納付含む)
- 税・料に関する各種申告
- 資格取得・喪失等に関する手続き (国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・福祉医療)
- 証の受領 (国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療)
- 限度額適用 (標準負担額減額) 認定に関する手続き (国民健康保険・後期高齢者医療)
- 次の支払金の受領に関すること (当てはまるものにチェックをしてください。)
- 国民健康保険高額療養費
- 国民健康保険療養費・出産育児一時金・葬祭費
- 医療費 (福祉医療制度)
- 市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の還付金
- その他 ()

- ※ 委任状がある場合でも、即時交付等ができないものもあります。
(国保証の即時交付および代理受領は、郵便局から返送された場合に限りです。)
- ※ 代理人の方は、マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど、顔写真入りの本人確認書類をお持ちください。
- ※ 委任状の偽造または偽造した委任状を行使した場合、刑法第159条、第161条 により罰せられます。